

要求仕様書

1 品名及び数量		軽自動車（ハイトワゴンタイプ） 1台 新品の自動車で、令和8年式以降(製造)であり、昭和26年運輸省令第67号(以降の改正分を含む。)[道路運送車両の保安基準]に適合するものであること。
2 種別 (車検証 の表記)	(1)自動車の種別 (2)用途 (3)自家用・事業用の別 (4)車体の形状	軽自動車 乗用（主に一般道路（未舗装路含む。）で使用する。） 自家用 箱型
3 契約の形態及び期間		賃貸借契約 令和9年1月15日から令和14年1月14日まで (走行距離 約5,000km/年)
4 構造等	(1) ドア数 (2) 乗車定員 (3) トランスミッション (4) 駆動方式 (5) 使用燃料 (6) 車両重量 (7) 排気量 (8) 全高 (9) 最低地上高 (10) 車体色 (11) 寒冷地対策	5 ドア 4 名 CVT ※MT は不可とする。 四輪駆動方式（4WD） 無鉛レギュラーガソリン 1,100kg 未満 650cc ～ 660cc 1,775mm 以上 145mm 以上 銀色・灰色系 寒冷地仕様車または寒冷地向け装備装着車
5 装備等		(1) エアコン (2) エアバッグシステム（運転席、助手席） (3) ABS (4) パワーステアリング (5) リヤワイパー (6) ドアミラー (7) 安全運転サポート（サポカーS 以上） (8) AM/FM ラジオ（ナビ等に内蔵も可）
6 付属品等 ※パンフレット等に標準装備と掲載されている品（以下「標準装備」という）と思われる品以外で、必要とする品とする。		(1) フロアマット（全席分）(社外品可) (2) ドライブレコーダー（前後確認可能なもの）(社外品可) (3) 更新時交換用夏タイヤ（4 本）及び夏用ワイパーブレード1 式 (4) スタッドレスタイヤ・ホイールセット（4 本）、更新時交換用スタッドレスタイヤ（4 本）及び冬用ワイパーブレード2 式 (注)① (1)～(4)については、いずれも新品とし、タイヤについては、国内メーカー品で(社)日本自動車タイヤ協会加盟社の製品とする。 (注)② (3)、(4)の更新時期及び回数（組替及びバランス調整を含む。） ・夏用：令和12年(2030年)春期1回 ・冬用：令和11年(2029年)秋期1回 (5) ブレーキオイル交換（車検時） (6) エンジンオイル交換（半年） (7) オイルエレメント交換（毎年） (8) その他点検時に必要な油脂類・消耗品の交換、補充 (9) 床下防錆 (10) 運転席ドア及び助手席ドアの外側への使用者（公益財団法人アイヌ民族文化財団）の表示 ※スタッドレスタイヤはバランス調整の上、冬用ワイパーとともに装着して納品すること。
7 車検・整備等	(1) 新車登録 (2) 車検 (3) 法定点検（12 か月） (4) 定期点検 (5) タイヤ交換 (6) 一般修理	新車登録に係る代行料等諸経費、自賠責保険料、自動車重量税、自動車税種別割を含む。 ※(1) 3 年目の1 回分（自賠責保険料及び自動車重量税を含む。） ※(2) 1 年目、2 年目及び4 年目の3 回分 6 か月毎（(3)を除く。） 令和9年から令和13 年までの毎年春秋期に行うこととし、タイヤの保管については賃貸人が行うこと。 賃貸人の負担とする。ただし、保証整備及び使用者の故意・過失に起因する整備・修理等は除く。なお、代車は3 日目より提供とする。
8 使用者の名称		公益財団法人アイヌ民族文化財団
9 使用者の住所		札幌市中央区北1 条西7 丁目
10 使用の本拠の位置		北海道白老郡白老町若草町2 丁目3 - 2
11 その他 ※(1) リサイクル料金は車検証上の所有者が負担すること。 ※(2) 令和12 年実施予定の継続検査後の車検証の「有効期間の満了する日」は契約満了日以降の日とすること。 もしくは、車検終了から契約満了日までの間、代車を提供すること。		